

2019年7月5日

お客さま各位

株式会社 紀陽銀行

### 各種預金規定等の改定のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

株式会社紀陽銀行は、2020年4月に施行される民法改正を踏まえ、従来からの取扱内容等を明確にするため、各種預金規定等について2019年9月1日（日）より改定いたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用いたします。

#### 1. 各種預金規定等の主な改定内容

##### (1) 定期預金や積立定期預金等の満期前解約についての改定（以下の4. における☆の規定）

従来より、定期預金や積立定期預金等は「商品概要説明書」等で「満期日以後に一括して払い戻します。」と説明し、また、定期関係の預金規定の「利息」の条項に、「当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合……………」と記載しています。

しかし、定期関係の預金規定の「解約」の条項にはそのような記載がないため、取扱を明確にするよう「この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。」と預金規定に追加いたします。

以下の5. に、期日指定定期預金規定の改定部分の新旧対照表を掲載します。

##### (2) 成年後見の届出に係る改定（以下の4. における★の規定）

預金者が後見制度の対象となった場合の届出については、すでに預金規定に定めていますが、今回、預金者の後見人等が後見制度の対象となった場合にも届けていただくように預金規定を改定いたします。

以下の5. に、普通預金等共通規定の改定部分の新旧対照表を掲載します。

##### (3) 規定の変更に関する改定（以下の4. における□の規定）

規定の変更について、その適用開始日は変更の公表の都度に併せて公表しています。今回、取扱を明確にするよう規定に追加いたします。

以下の5. に、普通預金等共通規定の改定部分の新旧対照表を掲載します。

#### 2. 各種規定のホームページへの掲載

今回改定する各種預金規定等のうち、当行ホームページの規定集に掲載されていない規定について、改定後から当行ホームページの規定集に掲載いたします。（以下の4. における■の規定）

#### 3. 適用開始日

2019年9月1日（日）

4. 改定する各種預金規定等

規定名称	規定改定内容			当行ホームページへの追加掲載
	定期預金の満期前解約	成年後見の届出	規定の変更	
普通預金等共通規定		★	<input type="checkbox"/>	
総合口座取引規定			<input type="checkbox"/>	
普通預金規定			<input type="checkbox"/>	
貯蓄預金規定			<input type="checkbox"/>	
通知預金規定			<input type="checkbox"/>	
通帳式通知預金規定			<input type="checkbox"/>	
納税準備預金規定			<input type="checkbox"/>	
当座勘定規定（一般当座用）			<input type="checkbox"/>	
当座勘定規定（個人当座用）			<input type="checkbox"/>	
当座勘定規定（専用約束手形口座）			<input type="checkbox"/>	
リーフ口普通預金規定		★	<input type="checkbox"/>	
リーフ口通知預金規定		★	<input type="checkbox"/>	
定期預金共通規定		★	<input type="checkbox"/>	
通帳式定期預金共通規定			<input type="checkbox"/>	
期日指定定期預金規定	☆		<input type="checkbox"/>	
自由金利型定期預金（M型）＜スーパー定期＞規定	☆		<input type="checkbox"/>	
自由金利型定期預金規定	☆		<input type="checkbox"/>	
紀陽6カ月据置定期「自由自在」規定	☆		<input type="checkbox"/>	
変動金利定期預金規定	☆		<input type="checkbox"/>	
積立定期預金共通規定		★	<input type="checkbox"/>	
積立定期預金＜ライナー＞規定	☆		<input type="checkbox"/>	
積立定期預金＜たくわえ＞規定	☆		<input type="checkbox"/>	
財産形成預金規定	☆	★	<input type="checkbox"/>	
財形年金預金規定	☆	★	<input type="checkbox"/>	
財形住宅預金規定	☆	★	<input type="checkbox"/>	
譲渡性預金規定		★	<input type="checkbox"/>	
通帳レス口座「スマ通帳。」利用規定			<input type="checkbox"/>	
キャッシュカード関係規定				
カード規定（個人のお客様用）			<input type="checkbox"/>	■
カード規定（法人のお客様用）			<input type="checkbox"/>	■
ICカード規定（個人および法人のお客様用）			<input type="checkbox"/>	■
キヨー生体認証ICカード規定			<input type="checkbox"/>	■
デビットカード取引規定（個人のお客様用）			<input type="checkbox"/>	■
ペイジー口座振替受付サービス規定（個人のお客様用）			<input type="checkbox"/>	■
その他の規定				
振込規定			<input type="checkbox"/>	
代金取立規定			<input type="checkbox"/>	■
貸金庫規定			<input type="checkbox"/>	■
貸金庫規定（カード式）			<input type="checkbox"/>	■
封緘保護預り規定			<input type="checkbox"/>	■
夜間金庫規定			<input type="checkbox"/>	■
ロビー入金機利用規定			<input type="checkbox"/>	■
窓口お預りサービス利用規定			<input type="checkbox"/>	■

5. 預金規定等の改定部分新旧対照表

(1) 期日指定定期預金規定の改定部分新旧対照表

改 定 後	改 定 前
<p>【Ⅰ. 共通規定】</p> <p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) <u>この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2) この預金を解約（一部解約を含みます。）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書・書替継続申込書（以下「払戻請求書」といいます。）に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに口座開設店に提出してください。…………</p>	<p>【Ⅰ. 共通規定】</p> <p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p style="text-align: center;"><u>（今回追加）</u></p> <p style="text-align: center;">この預金を解約（一部解約を含みます。）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書・書替継続申込書（以下「払戻請求書」といいます。）に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに口座開設店に提出してください。…………</p>
<p>【Ⅱ. 自動継続扱以外の場合】</p> <p>2. (利息)</p> <p>(3) <u>この預金を【Ⅰ. 共通規定】第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合には、…………この預金とともに支払います。</u></p>	<p>【Ⅱ. 自動継続扱以外の場合】</p> <p>2. (利息)</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条の規定により解約する場合には、…………この預金とともに支払います。</u></p>

(注) 他の定期預金関係預金規定についても、上記に準じて改定いたします。

(2) 普通預金等共通規定の改定部分新旧対照表

改 定 後	改 定 前
<p>5. (成年後見人等の届け出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の方法により届出てください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p>	<p>5. (成年後見人等の届け出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の方法により届出てください。 <u>（今回追加）</u></p>
<p>8. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。</p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>8. (規定の変更)</p> <p style="text-align: center;">この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">(今回追加)</p>

(注) 他の各種預金規定等についても、上記に準じて改定いたします。